

令和2年第6回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和2年6月25日（木） 13時35分開会
14時26分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	内村 喜代志
歴史文化課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	紺屋 聖一
学校給食センター所長	有馬 芳文
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事
 - ・ 日程第1 報告第9号 財産の取得に係る議案の決定について
 - ・ 日程第2 報告第10号 指宿市青少年問題協議会委員の任命について
 - ・ 日程第3 報告第11号 指宿市立図書館協議会委員の任命について

- ・ 日程第4 報告第12号 指宿市社会教育委員及び指宿市立公民館運営審議会委員の委嘱について
- ・ 日程第5 報告第13号 指宿市スポーツ推進審議会委員の任命について
- ・ 日程第6 報告第14号 指宿市立学校管理規則の一部改正について
- ・ 日程第7 議案第31号 旅館業法に基づく意見について
- ・ 日程第8 議案第32号 指宿市新小田奨学資金奨学生の選考について

(8) その他

(9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和2年第6回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和2年第5回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、中村委員をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告でございます。

別紙、資料を準備してございますのでご覧ください。

1 項目目でございます。

指宿商業高校の新しい授業の取組に参加してまいりました。本年度、専門学校と連携しユーチューバー授業を開設しております。生徒さん方は大変興味のある分野であり、また、商業科で情報処理等の基本を学んでいるので、効率の高い展開でした。この新しい取組につきましては、生徒募集のためにも広報したいということでした。

2 項目目です。

新型コロナウイルス対策本部会議が3回開かれました。感染症防止のため、緊急事態宣言による自粛要請について、会場等のいろいろな面での対応策について話し合われました。

3 項目目です。

南薩地区中学校教科用図書採択協議会が始まっており、5月に第2回目、6月に第3回目が南さつま市で開催されております。今後、各学校から研究員として選出された先生方に、教科書用図書を閲覧していただき、採択に向けた研究を進めていく作業が始まるところでございます。

4 項目目から6 項目目でございます。

新型コロナウイルス感染症予防の臨時休業に伴いまして、その期間の学習取保障等を行うため、夏休みの短縮について協議いたしました。今年度は特例といたしまして、夏休みを8月1日から8月31日までとし、7月21日から7月31日までを給食なしの午前授業を行うことになりました。

7 項目目です。

毎年、この時期に開催されます指宿市児童生徒安全推進会議です。児童生徒交通・水難事故防止対策について、子供たちの交通事故、水難事故のゼロを目指した連絡会を関係機関、団体と推進会議を行っているところです。

8 項目目です。

新生「山川小学校」の開校に向けまして、大成小学校では大規模改修が始まりました。1年生と2年生の4クラスが、体育館の仮設教室での授業となっておりますが、その様子を視察してまいりました。授業の内容につきましては、それぞれの担任が工夫を凝らしながら、スムーズに授業を進めておりました。

9 項目目です。

6月20日と21日の2日間にわたり、サッカー・多目的グラウンド及びメイングラウンドに、約650名の市民の方々の協力を得て、芝苗の植え付けがありました。園児から一般の方まで、暑い中、そして小雨の降る中、作業をしていただきました。3か月後、緑一面のグラウンドになる予定でございます。来年1月の新春サッカー大会を皮切りにオープンする予定ですが、指宿のチームをはじめ、いろいろなチームが利用して下さることを楽しみにしているところでございます。

最後、10項目目です。

第2回市議会定例会が6月4日に開会いたしました。一般質問が6月22日・23日・24日の3日間。そして、29日が最終の本会議となっているところでございます。

以上、教育長報告を終わります。

6 会議の非公開について

(吉元教育長)

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第7、議案第31号については、旅館業営業許可の手續きに係る個人情報を含む案件、日程第8、議案第32号については、奨学生の選考に関する案件でありますので、いずれも非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

7 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第9号、財産の取得に係る議案の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1、報告第9号、財産の取得に係る議案の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、財産の取得に係る議案を決定したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

3ページをご覧ください。

本議案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である「新生」山川小学校スクールバスの取得について、去る6月4日に開催されました第2回指宿市議会定例会に提出し、同意されたところであります。

取得する財産は、スクールバス29人乗りマイクロバス6台で、取得の方法は指名競争入札、取得金額は3,768万6,636円であります。契約の相手方は、指宿市十町1893番地2 有限会社川口モーターズ 代表取締役 川口正樹であります。

本来であれば、市議会の議決を要する案件は、教育委員会の議決が必要であります。第5回教育委員会定例会で説明しましたとおり、本財産の取得に係る入札執行日の関係から、教育長の臨時代理により、財産の取得に係る議案を決定いたしましたので、本定例会において報告するものであります。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1，報告第9号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2，報告第10号，指宿市青少年問題協議会委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第2，報告第10号，指宿市青少年問題協議会委員の任命について，ご説明を申し上げます。
資料の4ページをご覧ください。

指宿市青少年問題協議会設置条例第3条の規定に基づき，指宿市青少年問題協議会の委員を次のとおり任命したので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により報告するものであります。

指宿市青少年問題協議会設置条例第3条では，「協議会は，会長及び委員25人以内で組織し，会長は市長をもって充てる。委員は，市議会議員，市関係部・課長等の長，市教育長，市社会教育委員，市における青少年関係行政機関の長，小・中・高等学校長，保護司，児童委員，社会教育関係団体の長，青少年育成推進員の中から市長が任命する。」となっており，お示しのとおり23名の委員が任命されたところであります。

なお，任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までであります。

以上で，説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第2，報告第10号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3，報告第11号，指宿市立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。
提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3，報告第11号，指宿市立図書館協議会委員の任命について，ご説明を申し上げます。
資料の6ページをご覧ください。

指宿市立図書館条例第9条第1項の規定に基づき，指宿市立図書館協議会委員を次のとおり任命したので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により報告するものであります。

指宿市立図書館条例第9条第1項では、「協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。」、同条第2項では「委員の定数は、6人以内とする。」となっており、お示しのとおり6名の委員を任命したところであります。

なお、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までであります。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第3、報告第11号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4、報告第12号、指宿市社会教育委員及び指宿市立公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第4、報告第12号、指宿市社会教育委員及び指宿市立公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明を申し上げます。

資料の7ページをご覧ください。

指宿市社会教育委員条例第3条の規定に基づき指宿市社会教育委員を、指宿市立公民館条例第5条第1項の規定に基づき指宿市立公民館運営審議会委員を、次のとおり委嘱したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により報告するものであります。

指宿市社会教育委員条例第3条で、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、指宿市教育委員会が委嘱する。」、指宿市立公民館条例第5条第1項で、「審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、指宿市教育委員会が委嘱する。」となっており、お示しのとおり12名の委員を委嘱したところであります。

なお、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間であります。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

1番から3番までの、委員の学校名を教えてください。

(内村課長)

小学校代表が山川小学校，中学校代表が山川中学校，高等学校代表が指宿商業高等学校でございます。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第4，報告第12号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に，日程第5，報告第13号，指宿市スポーツ推進審議会委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第5，報告第13号，指宿市スポーツ推進審議会委員の任命について，ご説明を申し上げます。

資料の8ページをご覧ください。

指宿市スポーツ推進審議会条例第4条及び第5条の規定に基づき，指宿市スポーツ推進審議会委員を次のとおり任命したので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により報告するものであります。

指宿市スポーツ推進審議会条例第4条で，「委員はスポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から市長の意見を聴いて，教育委員会が任命する。」また，第3条で15人以内の委員で組織することとなっており，今回は新任3名を含む14名を選任したところでございます。新任の委員につきましては，指宿市PTA連合会会長 鳥越智巳氏，指宿市子ども会育成会連絡協議会代表 岡崎嘉和氏，いぶすきスポーツクラブ理事長 下敷領正氏の3名でございます。

なお，任期につきましては，令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間であります。

以上で，説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第5、報告第13号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第6、報告第14号、指宿市立学校管理規則の一部改正についてを議題といたします。提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第6、報告第14号、指宿市立学校管理規則の一部改正について、ご説明申し上げます。資料の9ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、指宿市立学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

今回の本規則の一部改正は、新型コロナウイルス感染予防のための臨時休業に伴う児童生徒への学習保障等を目的に、今年度に限り夏季休業の期間を短縮し、授業時数を確保しようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、11ページをご覧ください。

附則の第3項として、「令和2年度における夏季休業日の特例」を追加し、第60条第2項第2号で、夏季休業日を「7月21日から8月31日まで」と規定しておりますが、令和2年度に限り、「8月1日から8月31日まで」としたものであります。

なお、附則において、この規則は公布の日から施行することとしております。本来であれば、規則の改正を行う場合は、教育委員会の議決が必要であります。各学校において、7月の日程を決定する職員会議の開催を考慮しますと、6月19日までに学校等への周知が必要であったことから、教育長の臨時代理により本規則の一部改正を行いましたので、本定例会において報告するものであります。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第6、報告第14号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第7、議案第31号、旅館業法に基づく意見についてを議題といたします。提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第7、議案第31号、旅館業法に基づく意見について、提案のご説明を申し上げます。資料の12ページをご覧ください。

旅館業法第3条第4項の規定に基づき、鹿児島県知事から別紙のとおり、学校周辺における旅館業営業について照会があったため、教育委員会の意見を求めるものであります。

13ページをご覧ください。

加世田保健所長から市教育委員会へ意見を求められた照会文書であります。申請者は、指宿市開聞仙田区在住の西元龍馬氏、申請施設の所在地は、指宿市湯の浜一丁目12番14号であります。構造及び建築の形態は、木造、一部鉄骨造の2階建てで、丹波小学校から約80メートルの距離に位置しております。営業の種別は簡易宿所で、態様は、通常一般的な形態の旅館業営業であります。

14ページをご覧ください。

旅館業法を抜粋しております。根拠となる部分にアンダーラインを引いてあります。

旅館業法において、営業の許可に関する事項を規定した第3条第4項では、「都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第1項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によって前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する教育委員会の意見を求めなければならない。」と規定されております。

ただいま説明いたしました第4項中、前項各号に掲げる施設として、第3条第1項の学校教育法第1条に規定する学校が定められているところであります。今回の営業許可申請は、丹波小学校から百メートルの区域内に新たに簡易宿所を設けようとするものであることから教育委員会の意見を求めようとするものであります。

15ページから18ページにかけて、旅館業営業許可申請書及び丹波小学校と施設の位置関係を示した地図、建物の間取りを示した1階・2階の平面図を掲載してあります。また、参考資料として、19ページに事務局からの照会事項及び回答を、20ページに丹波小学校から寄せられた意見を掲載してあります。

なお、本議案につきましては、今回申請があった旅館業営業に対する、教育委員会としての意見についてご審議の上、決定していただきたいと考えております。事務局といたしましては、丹波小学校から寄せられました「設置予定地が通学路にあたり、登下校時間は多くの児童が施設前を通過することから、施設前への車両の駐車や出入り等について特段の配慮をお願いしたい。」との意見を付したいと考えておりますが、他にも意見とすべき事項があれば、併せてご審議いただきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

丹波小学校から寄せられた意見の中に、児童の登下校について書いてありますけれども、私も実際に見に行ってきました。その地域に住んでいる人でないと分からないのではないかなと

いう所に、簡易宿所の予定地がありまして、その道路には歩道もなく、狭い道路でありました。ですので、丹波小学校からも寄せられていますけれども、子供たちに事故がないようにしてほしいです。初めて来るお客様には、ちょっと分かりづらい所ですので、十分にそういうところは注意を促して、営業していただくようお願いしたいと思っております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第7、議案第31号については、ただいまご審議いただいたとおり決定することによりまいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第7、議案第31号は、ただいまご審議いただいたとおり決定することといたします。

議事（非公開）

日程第8 議案第32号 「指宿市新小田奨学資金奨学生の選考について」・・・原案同意

8 その他

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。
その他で何かございませんか。

(なしの声)

9 閉会

(吉元教育長)

以上で、令和2年第6回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。